

証券コード 9326
2024年5月13日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
株 式 会 社 関 通
代表取締役社長 達 城 久 裕

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第38期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kantsu.com>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会」を順に選択していただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9326/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（関通）または証券コード（9326）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「議決権行使についてのご案内 インターネットで議決権を行使される場合」をご高覧のうえ、2024年5月28日（火曜日）午後6時00分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月28日（火曜日）午後6時00分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

（詳細は、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
当社関西本社 5階大ホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項

【報告事項】

1. 第38期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎開催場所の会場の駐車場には限りがありますので、ご来場の際には公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎当日は節電への取組みとして、当社関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご来場いただきました株主様に、お土産はご用意しておりませんので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象の書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年5月29日(水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時半)

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年5月28日(火曜日) 午後6時00分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年5月28日(火曜日) 午後6時00分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

事業報告

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化やイスラエル・ハマス紛争などの地政学的リスク、欧米における政策金利の高止まり等大きな動きを伴う中で、今後の見通しに対する不透明感が高まっております。日本経済ではコロナ禍明けの需要回復もひと段落する中で日経平均株価が史上最高値を更新し、コスト増の価格転嫁の進展やインバウンド需要の拡大により物価が上昇に転じ、雇用の拡大や賃金上昇が見受けられデフレ脱却の素地が整いつつあります。

当社グループと関わりの深い物流業界におきましては、コロナ禍からの脱却による訪日外国人観光客の回復などによる小売やサービス分野での流通量の増加はみられる一方、Eコマース市場ではアパレル分野における外資系ファストファッションの進出加速の影響が徐々に波及し始め、国内物価高や円安による調達コストの上昇、2024年問題の影響など、今後の動向を注視していくべき状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは物流サービス事業、ITオートメーション事業それぞれの事業で、「お客様がやりたいことを実現できるサービスを提供する」ことを第一に、サービスレベルの向上に取組み、また協力先及び仕入先とのパートナーシップを強化し、事業拡大につなげるとともに、当社グループの中長期的な企業成長に寄与いただける企業のM&Aを実行し、持続的な企業価値の向上に取り組んできました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が11,938,208千円（前期比13.8%増）、営業利益は410,384千円（前期比4.7%増）、経常利益は406,135千円（前期比12.6%増）、クラウドトーマスのバージョンアップ開発に伴う旧バージョンの除却として179,705千円・物流センター内における特定機器の使用終了に伴う除却として129,237千円をそれぞれ特別損失として計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は49,693千円（前期比92.1%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は連結損益計算書における営業利益をベースとしております。

(物流サービス事業)

物流サービス事業におきましては、EC・通販物流支援サービスを中心に、引続き品質及び生産性向上のための改善活動に取組み、お客様満足度の一層の向上を推進しました。一方、倉庫内で作業する人員の件費が国内賃金上昇の影響を受け下期を中心に拡大、特に派遣関連費用は大きく上昇することとなりました。

加えて、東京主管センターを中心とした賃借料負担額の増加(前期比735,146千円増)により、売上総利益率が低下する結果となりました。お客様には物流事業の環境を踏まえ、作業料

金の値上げ交渉を既にはじめております。

これらの結果、物流サービス事業に係る当連結会計年度の売上高は11,197,640千円（前期比13.8%増）、セグメント利益は100,796千円（前期比46.7%減）となりました。

（ITオートメーション事業）

ITオートメーション事業におきましては、倉庫管理システム「クラウドトーマス」及び「クラウドトーマスPro」について、新規のお客様獲得は堅調に推移しました。一方、お客様の規模の大型化により設計・テストにかかる時間が大幅に長くなっており、月額利用料の発生が数か月遅くなるケースも発生することとなりました。これに対応するべく、クラウドトーマスのバージョンアップ開発をすすめており、今後は外部システムとの連携について汎用性を拡大していくことが可能となっております

これらの結果、ITオートメーション事業に係る当連結会計年度の売上高は634,373千円（前期比16.1%増）、セグメント利益は314,646千円（前期比59.2%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業におきましては、障がい者のお子様向けの放課後デイサービス等が堅調に推移しました。

この結果、その他の事業に係る当連結会計年度の売上高は106,194千円（前期比3.2%減）、セグメント損失は5,058千円（前期は5,354千円のセグメント利益）となりました。

[2024年2月期 セグメント別連結経営成績]

(単位：千円、%)

セグメント区分	売上高			セグメント損益（営業損益）		
	実績	百分比	前期比増減率	実績	営業利益率	前期比増減率
サービス区分						
EC・通販物流支援サービス	10,955,555	91.8	13.9	—		
受注管理業務代行サービス	175,298	1.5	38.7	—		
その他	66,786	0.5	△28.0	—		
物流サービス事業	11,197,640	93.8	13.8	100,796	0.9	△46.7
ITオートメーション事業	634,373	5.3	16.1	314,646	49.6	59.2
その他の事業	106,194	0.9	△3.2	△5,058	△4.8	—
セグメント合計	11,938,208	100.0	13.8	410,384	3.4	4.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は1,023,498千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、設備投資等の額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア、長期前払費用、敷金及び保証金を含んでおります。

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

セグメントの名称	設置場所の名称	設備の概要	取得価額
物流サービス事業	当社 DXセンター	物流センター新設にともなう敷金、ネットワーク設備、ラック類等	297,869千円
物流サービス事業及びITオートメーション事業	本社	クラウドトーマス開発等	197,495千円
物流サービス事業	当社 D2C物流センター	ラック類、空調設備等	98,321千円
物流サービス事業	当社 アグリベース	ラック類等	54,662千円

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

物流サービス事業

- ・物流センター内における特定機器の使用終了に伴う除却

物流サービス事業及びITオートメーション事業

- ・クラウドトーマスのバージョンアップ開発に伴う旧バージョンの除却

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,500,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2023年11月15日開催の取締役会で河出興産株式会社の事業の一部を譲受けることを決議し、同社と事業譲渡契約を締結いたしました。また、同年12月1日に事業譲渡の受け皿となる子会社である関通ネクストロジ株式会社を設立し、同年12月21日に当該事業譲渡契約に基づき事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2021年2月期)	第36期 (2022年2月期)	第37期 (2023年2月期)	第38期 (当連結会計年度) (2024年2月期)
売上高 (千円)	—	—	10,493,721	11,938,208
経常利益 (千円)	—	—	360,735	406,135
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	628,124	49,693
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	61.15	4.94
総資産 (千円)	—	—	9,471,514	10,309,473
純資産 (千円)	—	—	3,259,814	3,024,978
1株当たり純資産 (円)	—	—	316.08	301.65

(注) 1. 当社は、第37期から連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2021年2月期)	第36期 (2022年2月期)	第37期 (2023年2月期)	第38期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上高 (千円)	9,530,453	10,099,035	10,493,688	11,937,066
経常利益 (千円)	383,353	687,830	355,581	408,688
当期純利益 (千円)	283,015	463,987	624,267	54,136
1株当たり当期純利益 (円)	31.66	45.74	60.78	5.38
総資産 (千円)	7,532,989	9,484,642	9,471,090	10,243,201
純資産 (千円)	1,595,290	2,726,761	3,255,958	3,025,565
1株当たり純資産 (円)	167.12	265.71	315.71	301.71

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。

2. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第35期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社関通ビジネスサービス	20百万円	100.0%	物流業務の受託等
関通ネクストロジ株式会社	10百万円	100.0%	出版流通の物流受託等

(注) 当社は2023年12月1日付で、当社が100%の議決権を有する子会社として、関通ネクストロジ株式会社を設立いたしました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、長年にわたる物流サービス事業、並びにITオートメーション事業で蓄積したノウハウを活かし、今後においても持続的な成長を遂げるため、次の事項を対処すべき課題と認識しております。

① 人材の獲得及び育成

当社グループの事業拡大には、優秀な人材の獲得が欠かせず、また、品質の維持向上には人材の育成が欠かせません。人材の獲得にあたっては、高校及び大学の卒業生を対象とした新卒採用、外国人技能実習生の受入れに継続的に取り組むことで、現場スタッフの人材確保及び本社機能の充実を図っており、引続きこれらの方法により人材獲得に取り組む方針です。

また、人材の育成面では、経営理念、会社の各種方針、及びルール等を記載した「SPIRIT of Kantsu」を従業員に配布し、これに基づく勉強会を開催する等して会社の基礎となる事項の徹底を図るほか、長年の物流サービス事業で培ったノウハウを活用した当社独自の教育プログラムを計画的に実施しております。

人事評価制度においては、毎月の上司との面談等を通じて従業員の達成意欲の向上を促進するほか、パート従業員を含め、働きやすい労働環境の整備に努め、効率的に業務に取り組んでいただく環境を整え、その戦力化に努めております。

物流品質の維持向上には、教育プログラムを更新し、また、評価制度として結果の評価だけでなく、プロセス評価の充実を図ることで、高度化する顧客ニーズに対応した人材育成に取り組む方針です。

② 持続的な事業規模の拡大

当社グループは、メーカー様や輸入業者様の製品・商品の在庫管理から、卸売業者様、Eコマース事業者様への流通、ご購入者様への発送までの物流を一拠点で管理運営する統物流サービスのご提案強化のほか、BtoB及びBtoC市場向けのニーズに対応した新サービスを創出す

ることで、事業規模の一層の拡大を図り、企業価値を高める方針です。

当社は、社内で実際に実施し成果が出た取組みを、新サービスとしてお客様に提供することを基本としております。倉庫管理システム「クラウドトーマス」及びチェックリストシステム「アニー」等のITオートメーション事業は、これらの代表的な事例であり、現在も規模を拡大して、当社グループの利益に貢献しております。

また、2023年4月に、ITオートメーション事業において、スパイスコード株式会社と資本・業務提携を行い、主に当社が提供する倉庫管理システム「クラウドトーマス」とフル連携することで、完全自動運用を実現した「次世代OMS（受注管理システム）」の開発を共同して推進しています。加えて、2023年12月には、当社が新設した子会社である関通ネクストロジ株式会社が、物流サービス事業において出版物の物流サービスを提供する河出興産株式会社から事業を譲受け、当社グループのお客様獲得機会の増加と顧客基盤の拡大に取り組んでおります。

今後においては、これらの取組みを継続することに加え、M&Aによる事業拡大にも積極的に取り組んでまいります。

③ 継続した改善活動による物流品質・生産性の向上及び新しいノウハウの蓄積

当社グループは、業務の効率化、品質の向上を目的とした環境整備活動を継続して実践しております。今後においても、これらの環境整備活動を継続し、主に物流サービス事業において、新しい概念を取り入れた活動の高度化を図り、また当社独自の知見に基づく効率化のための新しい設備の導入や改善活動等により、物流品質・生産性の向上、新しいノウハウの蓄積及び持続的なコスト最適化に取り組む方針です。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

セグメントの名称	事業内容
物流サービス事業	EC・通販物流支援サービスを中心とした物流サービスの提供等。
ITオートメーション事業	倉庫管理システム「クラウドトーマス」を中心としたソフトウェアの提供等。
その他の事業	障がい児童向け放課後デイサービスの提供等。

(6) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

① 当社の主要な事業所

区分	名称	所在地
事務所	関西本 社	兵庫県 尼崎市
	長田 オフイス	大阪府 東大阪市
	東京支社 / 東京システム開発部	東京都 千代田区
物流事業拠点	関西 主管 センター	兵庫県 尼崎市
	EC 通販 物流 センター	兵庫県 尼崎市
	D2C 物流 センター	兵庫県 尼崎市
	D2C II 物流 センター	兵庫県 尼崎市
	アグリベース	兵庫県 尼崎市
	DX センター	兵庫県 尼崎市
	東大阪 第二 物流 センター	大阪府 東大阪市
	東大阪 通販 物流 センター	大阪府 門真市
	東大阪 EC 物流 センター	大阪府 東大阪市
	東京 主管 センター	埼玉県 新座市
	東京 第一 物流 センター	埼玉県 和光市
	東京 第三 物流 センター	埼玉県 新座市
	東京 第四 物流 センター	埼玉県 和光市
教育事業拠点	ハッピーテラス 俊徳道教室	大阪府 東大阪市
	マーブル 保育園	大阪府 東大阪市
	CAN - B	兵庫県 尼崎市

- (注) 1. 上記の物流事業拠点は、当社運営の主要な物流センターであり、お客様の物流センターにおける運営受託サービスの拠点、及び当社の業務委託先の物流センター等は含まれておりません。
2. DXセンター及びCAN-Bは2023年11月に新設しております。東大阪主管センターは2023年12月に物流センターの再編により閉鎖しております。

② 子会社の主要な事業所

会社名	名称	所在地
株式会社関通ビジネスサービス	本 社	兵庫県 尼崎市
関通ネクストロジ株式会社	本 社	兵庫県 尼崎市
	所沢 物流 センター	埼玉県 所沢市
	関越 所沢 物流 センター	埼玉県 所沢市

- (注) 関通ネクストロジ株式会社は、2023年12月1日に設立し、河出興産株式会社から事業を譲受けたことにより、事業所を新設しております。

(7) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
物流サービス事業	148名 (618名)	14名増 (103名増)
ITオートメーション事業	28名 (-)	11名増 (-)
その他の事業	15名 (7名)	3名増 (1名増)
全社(共通)	34名 (6名)	10名増 (-)
合計	225名 (631名)	38名増 (104名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート、契約社員及び外国人技能実習生は臨時雇用者として年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数の合計が38名(104名)増加しております。主な要因は、関通ネクストロジ株式会社を2023年12月1日に設立し、事業を開始したことであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名 (511名)	6名増 (8名増)	33.5歳	5.5年

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート、契約社員及び外国人技能実習生は臨時雇用者として年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	882百万円
株式会社紀陽銀行	877百万円
株式会社山陰合同銀行	680百万円
株式会社徳島大正銀行	534百万円
株式会社三菱UFJ銀行	440百万円
株式会社京都銀行	300百万円
株式会社中国銀行	274百万円
株式会社池田泉州銀行	258百万円
株式会社百十四銀行	243百万円
株式会社みなと銀行	224百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

事業の譲受け

当社は、2023年11月15日開催の取締役会で河出興産株式会社の事業の一部を譲受けることを決議し、同社と事業譲渡契約を締結いたしました。また、同年12月1日に事業譲渡の受け皿となる子会社である関通ネクストロジ株式会社を設立し、同年12月21日に当該事業譲渡契約に基づき事業を譲受けました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,500,000株
- ② 発行済株式の総数 10,308,150株
- ③ 株主数 4,273名
- ④ 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
ロジ・エステート株式会社	4,375,000株	43.65%
楽天グループ株式会社	498,000株	4.97%
吉岡裕之	223,000株	2.22%
達城利卓	151,530株	1.51%
達城裕佳	149,000株	1.49%
達城太貴	146,950株	1.47%
達城利元	145,600株	1.45%
キャノンITソリューションズ株式会社	125,000株	1.25%
和佐見勝	121,000株	1.21%
松岡正剛	111,450株	1.11%

- (注) 1. 当社は、自己株式を285,243株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式 (285,243株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	2018年2月23日	2019年2月15日	
新株予約権の数	1,683個	784個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式252,450株 (新株予約権1個につき150株)	普通株式117,600株 (新株予約権1個につき150株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり金3,810円 (1株当たり金26円)	新株予約権1個当たり金33,000円 (1株当たり金220円)	
権利行使期間	2020年2月24日から2028年2月23日まで	2021年2月16日から2029年2月15日まで	
行使の条件	<p>i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>iii その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月28日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「株式会社関通第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>iii その他新株予約権の行使の条件は、2019年2月15日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「株式会社関通第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く。)	新株予約権の個数 916個 目的となる株式数 137,400株 保有者数 6名	新株予約権の個数 20個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の個数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の個数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 上記のうち、取締役(監査等委員を除く。)2名に付与している新株予約権は、それぞれ取締役就任前に付与されたものであります。
2. 2019年10月30日付で行った1株を50株とする株式分割、及び2021年9月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権の状況

名 称	第7回新株予約権
発 行 決 議 日	2022年12月14日
新 株 予 約 権 の 数	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金16,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり金45,900円 (1株当たり金459円)
権 利 行 使 期 間	2024年6月1日から2033年1月10日まで
行 使 の 条 件	(注) 1
割 当 先	受託者 コタエル信託株式会社 (注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2024年2月期から2026年2月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が11,500百万円、営業利益が700百万円をいずれも超過した場合、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高、営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は、当社取締

役会が別途定める日の到来をもって、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。

- ⑤新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
 - ⑥新株予約権1個未満の行使は認めない。
 - ⑦新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日時点の当社従業員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	達 城 久 裕	
取締役副社長	達 城 利 卓	経営企画本部担当 株式会社関通ビジネスサービス 代表取締役 関通ネクストロジ株式会社 取締役
専務取締役	朝 倉 寛 士	物流事業統括担当 関通ネクストロジ株式会社 代表取締役
専務取締役	松 岡 正 剛	営業本部統括担当
常務取締役	片 山 忠 司	管理本部担当 株式会社関通ビジネスサービス 監査役
常務取締役	古 川 雄 貴	情報システム本部、システム本部担当 スパイスコード株式会社 取締役
取 締 役	河 井 章 宏	関西物流事業本部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	比 澤 秀 真	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 本 克 之	株式会社パジャ・ポス 代表取締役 チームシップ株式会社 代表取締役 特定非営利活動法人Are You Happy Japan 代表理事 しゃんと株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	草 深 多 計 志	A-WIND合同会社 代表社員 ドリームクロス株式会社 取締役 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役 SHホールディングス株式会社 代表取締役社長 GTech株式会社 代表取締役社長 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 端 晃	弁護士法人田端綜合法律事務所 代表社員 エレコム株式会社 社外監査役 コーナン商事株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)比澤秀真氏及び取締役(監査等委員)池本克之氏、草深多計志氏、田端晃氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、比澤秀真氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 2023年5月29日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、取締役(常勤監査等委員)寺田賢志氏は辞任により退任いたしました。
4. 2023年7月31日をもって、取締役(常勤監査等委員)北田恭平氏は辞任により退任いたしました。なお、同氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。退任時における重要な兼職は北田公認会計士事務所 所長及び株式会社アドバンス・アカウンティング 代表取締役でありました。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)比澤秀真氏及び取締役(監査等委員)池本克之氏、草深多計志

氏、田端晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 取締役（監査等委員）田端晃氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（常勤監査等委員）比澤秀真氏、取締役（監査等委員）池本克之氏、草深多計志氏及び田端晃氏との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	166 (-)	166 (-)	- (-)	- (-)	7 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (13)	15 (13)	- (-)	- (-)	6 (5)
合計 （うち社外役員）	182 (13)	182 (13)	- (-)	- (-)	13 (5)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表には、2023年5月29日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役（常勤監査等委員）1名、及び2023年7月31日をもって辞任により退任した取締役（監査等委員）1名（社外取締役）を含めております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- イ. 取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬等の額または算定方法は、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、競争力のある優秀な人材を確保・維持し、また、在任中の業務の執行に十分な能力を発揮できる各職責を踏まえた適正な報酬水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務

執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び業績連動報酬等、並びに非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び非業務執行取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に当たっては、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会の答申を尊重して決定する。

ロ. 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の算定に用いる業績指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標については、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標から選定する。

業績連動報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

ハ. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数または算定方法の決定方針

非金銭報酬は、ストックオプション、特定譲渡制限付株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定し、非金銭報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

二. 固定報酬等、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の個人別の基本報酬は固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬は、原則として業務執行取締役の個人別の取締役報酬の2割を上限とする。

ホ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役の基本報酬である固定報酬等は毎月一定の日に支給するものとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、1年以上の期間を評価期間として決定する。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名または地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は取締役会がこれを行い、取締役会はその決定の全部または一部を取締役に委任できない。ただし、取締役会による決定に当たっては、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置したうえで、当該指名報酬諮問委員会に対して、取締役会に対する答申の権限を与える。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、取締役の個人別の担当職務の内容、中期経営計画における役割、業績指標に与える影響度を総合的に勘案し、決定するものとする。

チ. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

個人別の基本報酬の額は、当社の業績、取締役の個人別過年度実績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、それぞれの職務に応じて、代表取締役社長が各取締役との協議等に基づき草案を作成し、指名報酬諮問委員会に公正性に重点を置いた答申を求め、その結果を反映させた修正案を作成し、取締役会で審議、決定するものとする。

- ⑤ 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ⑥ 業績連動報酬等に関する事項
業績連動報酬等は、取締役賞与として支給するものとしております。業績連動報酬等（取締役賞与）の算定は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標については、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標より選定しております。
業績連動報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。
業績連動報酬等に係る指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性、営業利益及び自己資本当期純利益率等を基準としておりますが、前事業年度に連結業績予想を下方修正したことを受け、当事業年度における取締役賞与の設定は当初から見送りました。
- ⑦ 非金銭報酬等の内容
非金銭報酬等の内容は、当社の株式でありストックオプション、特定譲渡制限付株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定しております。非金銭報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。
- ⑧ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
イ. 金銭報酬
取締役の金銭報酬の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
ロ. 非金銭報酬等
取締役の非金銭報酬等の額は、2021年5月26日開催の第35期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対して、上記イ. の金銭報酬とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として発行される当社の普通株式の総数は、年間最大36,000株（2021年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、12,000株から36,000株に変更しております。）、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、6名であります。
- ⑨ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

⑩ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

⑪ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員） 池本克之氏は、株式会社パジャ・ポス、チームシップ株式会社及びしゅんと株式会社の代表取締役、並びに特定非営利活動法人Are You Happy Japanの代表理事であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 草深多計志氏は、A-WIND合同会社の代表社員、ドリームクロス株式会社及び株式会社高滝リンクス倶楽部の取締役、並びにSHホールディングス株式会社、GTech株式会社及びデンタルサポート株式会社の代表取締役社長であります。ドリームクロス株式会社は保険代理店として当社と取引関係がありますが、保険契約はそれぞれの保険約款に基づく契約であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 田端晃氏は、弁護士法人田端総合法律事務所の代表社員、エレコム株式会社の社外監査役及びコーナン商事株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	比 澤 秀 真	2023年5月29日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また監査等委員会10回のすべてに出席しました。 長年にわたる上場会社の子会社経営管理担当取締役としての豊富な経験と専門的知見を活かし、取締役会及び監査等委員会において当社の企業統治、内部統制及び内部監査の状況について、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池 本 克 之	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査等委員会13回のすべてに出席しました。 上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	草 深 多 計 志	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査等委員会13回のすべてに出席しました。</p> <p>上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 (監査等委員)	田 端 晃	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。</p> <p>弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、法令遵守体制構築にあたっての助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、専門的知見を活かし、適宜必要な発言を行っております。</p>

⑫ 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	当社の取締役
内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は当社がその全額を負担しております。 ・填補の対象とされる保険事故の概要 被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用、並びに被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償する場合、この会社補償についても補償されます。 ・当該役員等の職務の適正性が損なわれないための措置を講じている場合は、その措置の内容 被保険者が犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規制または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為等による被保険者の損害等は補償対象外としておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否につきましては、毎期遅くとも事業年度終了までに、監査等委員会が取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、また報告を受け、会計監査人の職務の遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて検討します。その結果、再任が不適当と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

2024年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止。

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程により不正や反社会的行為を禁止し、公益通報取扱規程を定め法令等違反に係る内部通報窓口を整備しこれを周知する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
- (3) 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて随時法律相談可能な体制を整える。
- (4) 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する基本的事項を文書等管理規程によって定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
- (2) 反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。
- (3) 事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制改定を推進する。
- (4) 自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
- (5) 想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
- (2) 職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
- (3) 取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取り組む。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
- (2) 関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
- (3) 子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業

務の適正化を図る。

- (4) 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
- (5) 内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（補助使用人）に関する事項
監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。
7. 補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議の上、行うものとする。
8. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人は監査等委員会に直接若しくは監査等委員が出席する重要な会議等において報告するものとする。
 - (2) 前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
 - (3) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の方針に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・コンプライアンスに関する取組み

当事業年度において、月1回の頻度で計12回のコンプライアンス委員会を開催し、当社の事業継続に重要な法令の遵守状況を定期的に確認するとともに、法令等に係る内部通報窓口、ハラスメント行為の相談窓口等に対する通報若しくは相談状況の報告を受け、法令等の遵守状況のモニタリング活動を実施し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努めました。

・リスク管理に関する取組み

当社が営む事業は様々なリスクをとまっております。これらのリスクのうち、情報漏えい等のリスクについては、情報管理体制の継続的・持続的な体制の推進に努め、プライバシーマ

ークの更新審査を2023年3月に、ISMSの維持審査を2024年3月に受け、当事業年度においてもそれぞれ情報セキュリティの確保、個人情報の保護に必要な措置を継続しました。

- ・内部監査に関する取組み

当事業年度は、引続き法令及び規程遵守の状況の監査に重点を置き、全部門・全拠点の内部監査を実施しました。内部監査に当たっては、内部監査のチェックリストを作成し、効率的かつ網羅的に実施し、不適合が発見された場合は、改善指示書によって改善を指示し、フォローアップ監査でその改善状況を確認しました。

- ・監査等委員会監査に関する取組み

監査等委員は、当事業年度において、原則としてその全員が取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、重要事項の審議に関して必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会を構成し、常勤の監査等委員による重要な決裁文書の閲覧、社内の重要な会議への出席、並びに取締役及び内部統制部門等に対する業務執行状況等の聴取等による監査の結果を共有し、また、会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等とおして、適正な監査意見の形成に努めました。

- ・企業集団における業務の適正を確保する取組み

2023年11月15日開催の取締役会において河出興産株式会社から同社事業の一部を譲受けることを決議し、また同年12月1日に事業譲渡の受け皿となる完全子会社である関通ネクストロジ株式会社を設立し、同年12月21日に当該事業譲渡契約に基づき事業を譲受けました。当該子会社の設立に当たりましては、関係会社管理規程に基づき役員を派遣し、当社グループのコーポレート・ガバナンス確保のため、内部統制システムの構築に関する基本方針、職務権限規程等の規程制定に取組み、設立後に施行しております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,828,705	流 動 負 債	1,957,629
現金及び預金	2,360,782	買掛金	515,225
電子記録債権	288,428	1年内返済予定の長期借入金	965,706
売掛金	1,259,465	未払法人税等	11,715
有価証券	200,000	賞与引当金	28,000
仕掛品	24,450	リース債務	28,990
その他の金	700,744	その他の	407,991
貸倒引当金	△5,167		
固 定 資 産	5,480,768	固 定 負 債	5,326,864
有 形 固 定 資 産	2,865,042	長期借入金	4,458,791
建物	1,463,552	資産除去債務	455,446
機械装置及び運搬具	147,794	リース債務	200,013
土地	561,478	その他の	212,613
リース資産	223,233		
建設仮勘定	9,900	負 債 合 計	7,284,494
その他の	459,083		
無 形 固 定 資 産	288,078	純 資 産 の 部	
のれん	104,539	株 主 資 本	3,023,378
ソフトウェア	157,889	資本金	788,275
その他の	25,649	資本剰余金	768,275
投資その他の資産	2,327,647	利益剰余金	1,640,832
投資有価証券	192,010	自己株式	△174,004
長期貸付金	24,000	新株予約権	1,600
繰延税金資産	106,320		
敷金及び保証金	1,512,133	純 資 産 合 計	3,024,978
その他の	493,958		
貸倒引当金	△776	負 債 純 資 産 合 計	10,309,473
資 産 合 計	10,309,473		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,938,208
売上原価		10,486,673
売上総利益		1,451,535
販売費及び一般管理費		1,041,150
営業利益		410,384
営業外収入		
受取利息	24,767	
助成金収入	8,958	
物品の売却益	8,581	
その他	9,968	52,276
営業外費用		
支払利息	37,797	
株式交付費	120	
新株予約権発行費	2,331	
持分法による投資損失	10,133	
その他	6,142	56,524
経常利益		406,135
特別利益		
事業構造改善引当金戻入額	8,802	8,802
特別損失		
固定資産除却損	309,293	
その他	2,639	311,932
税金等調整前当期純利益		103,004
法人税、住民税及び事業税	12,899	
法人税等調整額	40,412	53,311
当期純利益		49,693
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		49,693

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年3月1日残高	788,275	774,275	1,695,773	△109	3,258,214
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					－
剰余金の配当			△103,080		△103,080
親会社株主に帰属する当期純利益			49,693		49,693
自己株式の取得				△182,184	△182,184
自己株式の処分		△7,554		8,289	735
自己株式処分差損の振替		1,554	△1,554		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	△6,000	△54,941	△173,894	△234,836
2024年2月29日残高	788,275	768,275	1,640,832	△174,004	3,023,378

	新株予約権	純資産合計
2023年3月1日残高	1,600	3,259,814
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		－
剰余金の配当		△103,080
親会社株主に帰属する当期純利益		49,693
自己株式の取得		△182,184
自己株式の処分		735
自己株式処分差損の振替		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	△234,836
2024年2月29日残高	1,600	3,024,978

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,441,534	流 動 負 債	1,960,310
現金及び預金	2,176,950	買掛金	526,373
電子記録債権	288,428	1年内返済予定の長期借入金	965,706
売掛金	1,258,453	リース債務	27,821
有価証券	200,000	未払法人税等	10,518
仕掛品	24,450	賞与引当金	28,000
短期貸付金	830,000	その他	401,890
その他の他	668,418	固 定 負 債	5,257,325
貸倒引当金	△5,167	長期借入金	4,458,791
固 定 資 産	4,801,666	リース債務	196,750
有 形 固 定 資 産	2,306,800	資産除去債務	389,969
建物	1,327,436	その他	211,813
機械装置及び運搬具	145,781	負 債 合 計	7,217,635
土地	164,538	純 資 産 の 部	
リース資産	219,210	株 主 資 本	3,023,965
建設仮勘定	9,900	資本金	788,275
その他	439,932	資本剰余金	768,275
無 形 固 定 資 産	179,838	資本準備金	768,275
ソフトウェア	157,889	利 益 剰 余 金	1,641,419
その他	21,949	利益準備金	20,570
投 資 そ の 他 の 資 産	2,315,027	その他利益剰余金	1,620,849
関係会社株式	242,143	繰越利益剰余金	1,620,849
長期貸付金	24,000	自 己 株 式	△174,004
敷金及び保証金	1,449,479	新株予約権	1,600
繰延税金資産	106,222	純 資 産 合 計	3,025,565
その他	493,958	負 債 純 資 産 合 計	10,243,201
貸倒引当金	△776		
資 産 合 計	10,243,201		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,937,066
売上原価		10,490,920
売上総利益		1,446,146
販売費及び一般管理費		1,040,143
営業利益		406,002
営業外収益		
受取利息	24,767	
助成金収入	8,958	
物の売却益	8,581	
その他の営業外収益	6,770	49,077
営業外費用		
支払利息	37,797	
株式交付費	120	
新株予約権発行費用	2,331	
その他の営業外費用	6,142	46,391
経常利益		408,688
特別利益		
事業構造改善引当金戻入額	8,802	8,802
特別損失		
固定資産除却損	309,293	
その他の特別損失	2,639	311,932
税引前当期純利益		105,557
法人税、住民税及び事業税	11,006	
法人税等調整額	40,414	51,420
当期純利益		54,136

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
2023年3月1日残高	788,275	768,275	6,000	774,275	10,262	1,681,655	1,691,917	△109	3,254,358
事業年度中の変動額									
新株の発行									-
剰余金の配当					10,308	△113,388	△103,080		△103,080
当期純利益						54,136	54,136		54,136
自己株式の取得								△182,184	△182,184
自己株式の処分			△7,554	△7,554				8,289	735
自己株式処分差損の振替			1,554	1,554		△1,554	△1,554		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	△6,000	△6,000	10,308	△60,806	△50,498	△173,894	△230,392
2024年2月29日残高	788,275	768,275	-	768,275	20,570	1,620,849	1,641,419	△174,004	3,023,965

	新株予約権	純 資 産 計
2023年3月1日残高	1,600	3,255,958
事業年度中の変動額		
新株の発行		-
剰余金の配当		△103,080
当期純利益		54,136
自己株式の取得		△182,184
自己株式の処分		735
自己株式処分差損の振替		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		-
事業年度中の変動額合計	-	△230,392
2024年2月29日残高	1,600	3,025,565

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社関通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関通の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社関通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則岡	智裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関通の2023年3月1日から2024年2月29日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月15日

株式会社関通 監査等委員会

常勤監査等委員	比 澤	秀 真	Ⓔ
監 査 等 委 員	池 本	克 之	Ⓔ
監 査 等 委 員	草 深	多 計 志	Ⓔ
監 査 等 委 員	田 端	晃	Ⓔ

(注) 常勤監査等委員 比澤秀真、監査等委員 池本克之、監査等委員 草深多計志、及び監査等委員 田端晃は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の継続を基礎として、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金10円
なお、この場合の配当総額は、100,229,070円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会並びに指名報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能のあり方、取締役候補者の業務執行の機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たつしほひさひろ 達城久裕 (1960年5月12日生)	1983年7月 軽サービス（運送業）を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立（現 当社） 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社（現 当社） 代表取締役社長（現任）	6,120株
(候補者とした理由) 達城久裕氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、代表者として創業から当社の事業拡大に貢献し、現在においても当社の成長を牽引しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
2	たつしほよしたく 達城利卓 (1982年2月23日生)	2004年3月 当社 入社 2010年9月 当社 第二物流センター 部長 2011年3月 当社 取締役 2014年4月 当社 取締役 物流事業本部長 2017年3月 当社 取締役 管理本部長 2017年9月 当社 取締役 経営企画本部長 2020年3月 当社 取締役 物流企画本部、経営企画本部 担当 2020年5月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2020年9月 当社 常務取締役 経営企画本部、システム 開発本部担当 2021年2月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2022年3月 株式会社関通ビジネスサービス 代表取締役 (現任) 2023年3月 当社 取締役副社長 経営企画本部、管理本部 統括担当 2023年9月 当社 取締役副社長 経営企画本部担当 2023年12月 関通ネクストロジ株式会社 取締役 (現任) 2024年3月 当社 取締役副社長 財務本部担当 (現任)	151,530株
(候補者とした理由) 達城利卓氏は、物流事業、情報システム及び経営企画に関する豊富な経験と見識を有し、当社の経営戦略の立案及び実行に貢献し、現在においても物流現場における物流の自動化装置の導入等による効率化に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	あさ くら とも ひと 朝 倉 寛 士 (1973年5月5日生)	1998年10月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役 物流事業担当 2005年12月 当社 常務取締役 物流事業担当 2006年3月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年3月 当社 常務取締役 物流事業統括担当 2020年5月 当社 専務取締役 物流事業統括担当 (現任) 2023年12月 関通ネクストロジ株式会社 代表取締役 (現任)	91,950株
(候補者とした理由) 朝倉寛士氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても拡大を続ける物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としました。			
4	まつ おか せい ごう 松 岡 正 剛 (1977年11月28日生)	2004年8月 当社 入社 2011年3月 当社 取締役 営業部長 2012年3月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年3月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本部、教育事業本部担当 2019年10月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 2020年5月 当社 専務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 2023年3月 当社 専務取締役 営業本部統括担当 (現任)	111,450株
(候補者とした理由) 松岡正剛氏は、営業部門に関する豊富な経験と高い見識から、当社のお客様の新規獲得及び新しいサービスの拡充に貢献し、現在においてもWEBマーケティングの技術を駆使したお客様獲得の仕組みの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	かた やま ただ し 片山忠司 (1970年7月9日生)	1993年4月 三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社) 入社 1996年6月 日本テレホン株式会社(現 ReYuu Japan株式会社) 入社 2005年6月 同社 経営企画部 担当部長 2005年12月 エレコム株式会社 入社 2007年2月 同社 業務統括部総務課長 2013年12月 昭栄薬品株式会社 入社 2014年4月 同社 総務部長 2017年3月 当社 入社 2017年9月 当社 管理本部長 兼 総務部長 2017年10月 当社 取締役 管理本部長 2020年5月 当社 常務取締役 管理本部担当 2022年3月 株式会社関通ビジネスサービス 監査役(現任) 2024年3月 当社 常務取締役 総務本部担当(現任)	24,150株
(候補者とした理由) 片山忠司氏は、管理部門に関する豊富な経験と見識を有し、当社の内部管理体制及び内部統制の構築に貢献し、現在においてもコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
6	ふる かわ ゆう き 古川雄貴 (1981年7月14日生)	2003年8月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年10月 関西オールトランス株式会社 (現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社) 入社 2017年9月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年5月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長 2020年3月 当社 取締役 東京物流事業本部長 2020年5月 当社 常務取締役 東京物流事業本部担当 2021年2月 当社 常務取締役 東京物流事業本部、情報システム本部担当 2023年10月 スパイスコード株式会社 取締役(現任) 当社 常務取締役 情報システム本部、システム本部担当(現任)	1,700株
(候補者とした理由) 古川雄貴氏は、物流事業及び情報システムに関する豊富な経験と見識を有し、主に首都圏における物流サービスの拡充に貢献し、現在においても、ITオートメーション事業のサービス拡大等、当社事業の拡大に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	河井章宏 (1987年10月25日生)	2010年4月 当社入社 2016年4月 当社 物流事業本部 第二物流部長 2019年3月 当社 楽天物流事業本部長 2020年5月 当社 関西物流事業本部長 2022年5月 当社 取締役 関西物流事業本部担当(現任)	3,400株
(候補者とした理由) 河井章宏氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても、関西圏の物流サービスの拡充、品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ⑩役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役は現在4名体制であります。監査等委員である取締役 比澤秀真氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となり、また監査等委員である取締役 池本克之氏が、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補 紀道治氏は、監査等委員である取締役 池本克之氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、池本克之氏の任期が満了する2025年5月開催予定の第39期定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、取締役会及び監査等委員会の監督機能のあり方、監査等委員である取締役候補者の監査監督機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、適任であると判断しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	矢野 雅夫 (1958年10月14日生)	1982年 4月 三和銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年 2月 同行 堀留法人営業第2部長 2010年10月 三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司 董事 副頭取 2013年 3月 株式会社JALカード 取締役兼カード発行管理部長 2019年 3月 TOYO TIRE株式会社 常勤監査役	—
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 矢野雅夫氏は、長期にわたり金融機関の業務執行者として勤務したのち、上場企業の常勤監査役を務め、企業統治等に対する豊富な経験と高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、業務執行の適切性を中心とした経営全般に対しての適正な監査が期待でき、当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化することができるものと判断し、監査等委員 (社外取締役) 候補者となりました。		
2	紀道治 (1960年2月9日生)	1983年 4月 小野薬品工業株式会社 入社 2003年12月 株式会社ビューティーサポート 代表取締役社長 2010年 5月 株式会社ビバディジャパン 代表取締役社長 (現任)	—
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 紀道治氏は、企業の代表取締役として長年にわたって業務を執行した経験から、企業経営に対する豊富な経験と高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として、業務執行の適切性を中心とした経営全般に対しての適正な監査・監督及び適切な助言・提言が期待でき、当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化することができるものと判断し、監査等委員 (社外取締役) 候補者となりました。		

(注) 1. 矢野雅夫氏及び紀道治氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 矢野雅夫氏及び紀道治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 矢野雅夫氏及び紀道治氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3)会社役員 の状況 ⑩役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
6. 矢野雅夫氏及び紀道治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員 の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合、取締役会及び監査等委員会の構成、並びに各人の主な専門性と経験は、次のとおりとなります。

区分	氏名		企業経営	業界経験・ オペレーション	DX・ 物流自動化	マーケティング・ 営業	人材教育
取締役会	達城 久裕		○	○	○	○	○
	達城 利卓		○	○	○		○
	朝倉 寛士		○	○	○		○
	松岡 正剛		○	○	○	○	○
	片山 忠司						
	古川 雄貴			○	○		
	河井 章宏			○			○
監査等 委員会	草深 多計志	社外	○			○	○
	田端 晃	社外					
	矢野 雅夫	社外					○
	紀 道治	社外	○			○	○

区分	氏名		財務・会計	法務	リスク マネジメント	コーポレート ・ガバナンス	社会貢献
取締役会	達城 久裕				○	○	○
	達城 利卓		○		○	○	
	朝倉 寛士				○		
	松岡 正剛						
	片山 忠司		○	○		○	○
	古川 雄貴				○		
	河井 章宏						
監査等 委員会	草深 多計志	社外					
	田端 晃	社外		○	○	○	
	矢野 雅夫	社外	○		○	○	○
	紀 道治	社外					

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、また当該報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）の付与のために支給する金銭報酬債権として年額30百万円以内とご承認いただいております。

今般、対象取締役が中長期的に株主の皆様と同じ視点で当社グループの企業価値向上を志向し、株主の皆様との平等性やコーポレート・ガバナンスの透明性を一層高めていくことを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に付与する譲渡制限付株式にかかる譲渡制限期間について、従来の「本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会が定める期間」から、「本譲渡制限付株式の交付日から3年から5年の間で当社の取締役会が定める期間、または本譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間」といたします。

このほか、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を年36,000株以内（2021年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、12,000株から36,000株に変更しております。）から年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲で調整する。）に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内から年額50百万円以内に変更いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役0名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は同じく7名（うち社外取締役0名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式報酬制度の一部改定として、本株主総会に付議する議案の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受け

るものといいたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年50,000株以内といいたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといいたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の交付日から3年から5年の間で当社の取締役会が定める期間、または当該対象取締役が本割当株式の交付日から当社取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといいたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといいたします。

(3)無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、退任または退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたしません。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」の項に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年50,000株以内としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.49%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
当社関西本社 5階大ホール
※ご来場の際には、公共の交通機関をご利用ください。



交通 阪神電車 出屋敷駅 東改札口より 徒歩約10分

事前質問受付についてのご案内

株主様から、当社へのご質問を下記のフォームよりお受けいたします。
株主の皆様のご関心の高いご質問につきましては、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。

ご質問受付フォーム

<https://forms.gle/n6McGaT7AEDKyaJB6>



ご質問受付期限：2024年5月22日（水曜日）午後6時00分まで